

外国人旅行者の受入環境整備を支援します！

養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金

外国人旅行者の受入のため実施するキャッシュレス決済、フリーWi-Fiやトイレ洋式化などの環境整備にかかる費用の一部を補助します。

※「WMG2021関西」では、養父市にも外国人旅行者が1,000人以上来訪する予定です。

補助対象者

養父市内に施設、店舗、事務所、事業所等を有し、訪日外国人の受入環境整備のため、補助対象事業を自らの費用負担で実施する事業者及び団体

- 幅広い事業者等の取組を支援するため、業種や企業規模に制限はありません。
- 一般社団法人、NPO、任意団体等も対象となります。

補助対象事業	対象事業区分	対象事業
	1. 多言語音声サービス導入事業	① 翻訳、通訳機能を備えた音声機器の導入 ② 音声ガイド機器の導入 ③ 音声アナウンスの製作 ④ ②・③に伴う利用案内ツールの製作
	2. キャッシュレス決済導入事業	① クレジットカード、電子マネー等の決済端末の導入 ② ①に係る回線開設、配線整備、電気工事 ③ ①に伴う利用案内ツールの製作
	3. フリーWi-Fi整備事業	① 公衆無線LANの設置又は増設 ② ①に係る回線開設、配線整備、電気工事 ③ ①に伴う利用案内ツールの製作
	4. 浴室整備・トイレ洋式化事業	① 宿泊施設の客室内浴室の整備(新規、改修) ② 宿泊施設の共同浴場の機能向上を伴う改修 ③ 和式トイレの洋式化整備 ④ 洋式トイレの増設
	5. 着地型体験プログラム造成事業	① 着地型体験プログラムの開始又は魅力向上に資する事業 ② ①に伴うオンライン旅行検索及び予約サイト等への登録

補助対象経費

以下(1)～(6)の経費

(1) 製作費、(2) 工事費、(3) 翻訳費、(4) 印刷製本費、(5) 備品購入費、(6) サービス等の初回登録料

補助金額

補助対象経費の2分の1以内 補助金の限度額50万円

- 同一事業者が複数の補助対象事業を行う場合、全事業の経費を合算して50万円です。
- 補助回数は、同一年度において1対象事業につき1事業者1回です。

補助対象期間

補助金交付決定後から令和5年3月31日(金)まで

- 補助対象経費は、上記期間中に生じたものが対象です。

その他条件等がございますので、詳しくは下記QRコードから、養父市ホームページをご覧ください。

お問合せ
提出先

〒667-0198 兵庫県養父市広谷250番地1
養父市役所 産業環境部 商工観光課
電話：079(664)0285
E-mail: shoukoukankou@city.yabu.lg.jp

補助金の詳細
申請書類はコチラ



養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金の利用の流れ

補助金交付の申請の手続き

事業者 申請の事前相談・問合せ

事業者で検討している整備内容について、申請するまでに市と事前に相談してください。

※ 補助金の利用以外で、外国人対応について市が支援できる内容についてご紹介することができます。

※ 必要に応じて、市の国際交流員が外国人旅行者の視点で、外国人対応に必要な整備について助言することができます。

事業者 補助金交付の申請

申請書類を市に提出してください。

【必要な書類】

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(別紙)
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 市税の滞納がない証明書
- ⑤ パンフレットなど申請者の概要が分かるもの
- ⑥ 補助対象経費の算出の基礎となる見積書等経費の内訳が分かる書類の写し
- ⑦ 工事を伴う事業の場合は工事の位置を示す図面及び写真

養父市 書類審査・補助金交付の決定

補助金の趣旨の観点から、申請書類の審査を行います。

交付を決定したときは、補助金交付決定通知書を申請者に郵送します。

事業者 補助事業の開始

交付決定日から令和5年3月31日までの間に「発注→納品→支払」を行ってください。

《 右の「補助金交付の請求の手続き」に続く 》

補助金交付の請求の手続き

《 左の「補助金交付の申請の手続き」から続く 》

事業者 実績報告

事業完了後30日以内又は令和5年3月31日までのいずれか早い日までに、報告書類を市に提出してください。

【必要な書類】

- ① 補助事業実績報告書(様式第9号) 及び別紙1・2
- ② 事業の成果が確認できる書類(写真、チラシなど)
- ③ 対象経費を支払ったことを証する書類の写し
- ④ 工事を伴う事業の場合は工事完了が分かる写真

養父市 書類審査・補助金の額の確定

交付決定内容との整合性、支払に関する帳票類等について、報告書類の審査を行います。審査後、補助金の額が確定したときは、補助金額確定通知書を事業者に郵送します。

※ 実績報告があった日から約2週間後に発送予定

事業者 補助金交付の請求

補助金額確定通知書を受領後、速やかに請求書を提出してください。

【必要な書類】

- ① 補助金交付請求書(様式第12号)

養父市 補助金の交付

請求書の提出から40日以内に、指定された金融機関の口座に振込にて交付します。

事業者 事業状況報告

補助金の交付を受けた者は、交付後5年間、事業状況の報告が必要となります。

お問合せ
提出先

〒667-0198 兵庫県養父市広谷250番地1
養父市役所 産業環境部 商工観光課

電話：079(664)0285

E-mail: shoukoukankou@city.yabu.lg.jp

補助金の詳細
申請書類はコチラ



養父市訪日インバウンド受入環境整備促進補助金 対象事業イメージ

1. 多言語音声サービス導入事業

- 多言語翻訳機の導入
- 展示施設等での音声ガイド機器の導入



2. キャッシュレス決済導入事業

- クレジットカード、ICカード、QRコード等での決済を導入する。



3. フリーWi-Fi整備事業

- 施設利用者が利用できる無料のWi-Fiを整備する。



4. 浴室整備・トイレ洋式化事業

- 浴室の改修(機能向上) ● 和式トイレを洋式トイレに



5. 着地型体験プログラム造成事業

- 体験型サービスを商品化又は魅力向上する。

☆ レンタルサイクルやガイド付きサイクリング



☆ ガイド付きの登山やハイキング



☆ 自然の中で行うアクティビティ



☆ 作物の収穫や製造現場の見学など、事業の一部を活かした体験



☆ 工作、刺しゅう、書道、着付け等の創作体験や文化体験



着地型体験プログラム造成事業に関する補足事項

- ◆ 一過性のイベント等は対象となりません。一定期間、一定の頻度で提供することが可能なプログラムが対象となります。(作物の収穫等は除く。)
- ◆ 既に提供されているプログラムであっても、利用者にとってサービスの魅力が向上する事業は対象となります。(日本人向けのサービスを、外国人にも楽しんでもらえる内容に変更する事業など。)
- ◆ 新規で造成又は魅力向上させたプログラムを、オンライン旅行予約サイト等へ掲載するための初期登録料及び自社ホームページ製作費は対象となります。ただし、体験プログラムを伴わない宿泊プランのみの登録料は対象となりません。

申請前に市への事前相談が必要となります。お気軽に下記までお問い合わせください。

お問合せ
提出先

〒667-0198 兵庫県養父市広谷250番地1
養父市役所 産業環境部 商工観光課

電話：079(664)0285

E-mail: shoukoukankou@city.yabu.lg.jp

補助金の詳細
申請書類はコチラ



R2.7.16作成